

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営管理機能の充実を図ることを重要な経営課題のひとつとして位置付けております。
当社の「経営理念」において、「経営トップは私欲に負けず（公私混同をしない）、常に組織（企業）の利益を第一に考え、行動し、利益は会社、株主、社員、社会（主として税金）に公平に分配する。」と経営トップの倫理観を第一義に取り上げ、また「企業を信頼し、投資戴いた株主に感謝し、その資本を有効に使用させて貰い、責任を持ってその期待にこたえること」と株主重視の経営を明確にしております。
このような基本認識とコンプライアンス及びリスク管理に対する重要性の認識を基に、当社グループ企業全体が一体となって、コーポレート・ガバナンスの向上に向けた取り組みを行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

現在の当社の株主における海外投資家の比率は低い状況にあり、今後海外投資家の比率の動向を見た上で、引き続き議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英文化を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

現在の当社の株主における海外投資家の比率は低い状況にあり、今後海外投資家の比率の動向を見た上で、引き続き英語での情報開示等を検討してまいります。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

現在は自社株報酬等の対応は行っておりませんが、今後の検討課題と考え、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社の独立社外取締役は現在2名であり取締役会の過半数には達しておりませんが、取締役の指名・報酬の決定等については、株主総会における意見陳述権が付与されている監査等委員会から助言および提言を受けております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の実効性の分析・評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から実施する方向で検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策投資株式】

当社は、政策投資株式の保有に当たっては、事業戦略に資するものであること、及び当社の企業価値向上に長期的に貢献するものであることを原則としております。

政策投資株式については、毎期上記の観点から見直しを行っております。

議決権の行使につきましては、上記と同様、事業戦略に合致し当社の企業価値向上に資すると思われる場合に賛成致します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社におきましては、当社と取締役間の取引や取締役が第三者のために当社と行う取引については、会社法及び取締役会規則により、事前に取締役会において十分審議の上決定致します。また、毎年全役員に対して兼務状況及び特定関係事業者との関係の有無の調査を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、企業行動指針を当社ウェブサイトに掲載しております。

当社の経営理念においては、『道は一つ、共に進もう』を永久スローガンとし、具体的には、「社会に対し社会性を十分発揮してその存在価値を高め、社員個々の幸福を勝ち取り、企業の維持、発展をならしめ、そこから得られた技術や利益を株主、社員、社会に公正に分配する」ことを基本理念としております。経営計画は、定時株主総会後の説明会にて重点項目を説明し、その資料を当社ホームページで開示しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3) 監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で決議されたそれぞれの報酬総額の限度内で決定しております。具体的には、監査等委員でない取締役については社員最高者の給与を参考とし役位に応じて定められる基本額部分と業績によって変動する手当部分との合計額とし取締役会の決議により決定しております。監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

(4) 監査等委員でない取締役候補者の選定に当たっては、当社及び他社における実績・経営的な知見・人格見識等、また、監査等委員である取締役については、企業経営・企業法務や会計について深い知識を有し、かつ中立的・客観的な判断力を有する事等を総合的に勘案の上選定しております。

(5) 取締役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集ご通知参考書類にて開示・説明しております。社外取締役についても同様でございます。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、監査等委員会設置会社への移行と同時に迅速な意思決定のため定款を変更し取締役会から取締役へ一定事項を委任できるように致しました。2016年1月に一部取締役へ委譲いたしました。委譲した項目につきましては、取締役会への報告事項として引き続きモニタリングしてまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、取締役会の職務執行に関する監督機能をより強化すべく平成27年6月24日付で監査等委員会設置会社へ移行致しました。これにより取締役の内2名が独立社外取締役となり、それぞれの専門性を生かすことにより、取締役会の職務執行に関する監督機能を高め、経営の透明性の向上と機動性の向上を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、当社の業界について知識・経験あるいは企業経営や会計・財務等に関する深い知見と経験を有している点を重視して独立社外取締役を選任しております。独立性判断基準については、東京証券取引所の定める「上場会社等に関するガイドライン」における独立性基準に加え、当社独自の基準として以下の各項目に該当しないことを要件としております。
(1)当社グループの業務執行取締役、従業員として直近10年以内に在籍していた者及びその2親等以内の親族
(2)過去3事業年度のいずれかにおいて当社グループ連結売上高の2%以上の取引先及びその業務執行者
(3)当社グループから過去3事業年度のいずれかにおいて、1,000万円を超える報酬を受けている法律・会計・税務の専門家・コンサルタント
(4)当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
(5)当社の株式議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している者及びその業務執行者

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役の選任に関する方針・手続は、取締役候補者選任の際の考え方と同様であり、その内容は、原則3-1(4)に記載の通りです。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役の兼務状況については、株主総会収集ご通知、有価証券報告書において開示しております。
監査等委員でない取締役は全員が業務執行取締役であり、子会社を除く他の上場企業の取締役は兼務しておりません。
監査等委員である取締役の兼務状況も合理的な範囲であると考えております。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング】
業務の執行に必要な知識及び能力向上のため、外部機関などを利用した研修を実施しております。
尚、執行役員についても同様の研修を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、定時株主総会後の会社説明会において、当社の中期経営計画などをご説明し、ご意見を頂く機会を設けております。
また、株主との対話の機会として、定時株主総会の後に株主との懇親の場を設けており、取締役社長以下の役員・執行役員他が株主の皆様のご意見を聞き、取締役会等に適切にフィードバックしております。
また、IR担当部署である総務部と担当役員は、機関投資家からのインタビュー等を随時受け付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ジーエルサイエンス従業員持株会	1,433,172	12.80
株式会社島津製作所	580,000	5.18
森 禮子	506,094	4.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	498,200	4.45
株式会社山口銀行	496,000	4.43
株式会社みなと銀行	444,000	3.96
東京中小企業投資育成株式会社	425,700	3.80
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン	400,000	3.57
HSBC BANK PLC－MARATHON VERTEX JAPAN FUND LIMITED	388,000	3.46
山川 義弘	240,000	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3 月

業種 精密機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 子会社テクノクオーツ株式会社(当社は発行済株式の65.18%を保有)は、ジャスダックに上場しております。
2. 同社を含め当社グループの企業は経営理念を共有しており、各社の取締役及び使用人に対し高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求めています。
3. 子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、当社管理担当部門が関係会社管理規程等に基づき適切な管理を行っております。
4. テクノクオーツ株式会社の事業内容は当社とは異なっております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高岡 章二	他の会社の出身者											○
籠原 一晃	公認会計士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高岡 章二	○	○	過去に当社のメインバンクである三菱東京UFJ銀行(当時 三菱銀行)に勤務、平成19年に同行を退職	<招聘理由> 銀行の支店経営等豊富な経験と幅広い見識ならびに他社での執行役員、取締役の経験があり、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待できるためです。 <独立役員指定理由> 東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないためです。
籠原 一晃	○	○	過去に当社の会計監査人であった、あずさ監査法人(旧 朝日監査法人)に勤務しており一時期当社の会計監査業務を担当しておりましたが、平成13年に同監査法人を退職	<招聘理由> 公認会計士としての豊富な経験と専門的な知見を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待できるためです。 <独立役員指定理由> 東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないためです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の内部監査室に属する者が、兼務する形で監査等委員会の職務を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、監査計画や個別監査に関する監査結果の内容につき常勤監査等委員及び監査等委員会に逐次報告し、監査等委員会はそれらの報告や意見も参考にして、内部統制システムの整備・運用状況の把握に努めております。
また、会計監査人と定期的に意見交換の場をもち、会計監査人との間で会計監査に関する状況について意見・情報交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の経営理念に「利益は、会社、株主、社員、社会に公正に分配する」と謳っております。この理念に基づき、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

- ・当事業年度において取締役(監査等委員を除く)に支払われた報酬の総額は、107百万円であります。
- ・取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の第48回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただきました。
- ・監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の第48回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただきました。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、定時株主総会の決議にて承認された限度額の範囲内で、その具体的金額を取締役会で協議の上決定しております。
その内容は、社員最高者の給与を参考とし役位に応じて定められる基本額部分と、その職務に応じて算定される手当部分との合計額であります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に専従の従業員は配置しておりませんが、内部監査室がサポートする体制をとっている他、要請があれば、総務部、経理部等もサポートすることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会は原則として毎月1回開催し、経営方針等会社の業務執行上の重要な事項に関する意思決定を行っております。また、業務執行状況の報告及び経営上の重要事項を審議する場を増やすため、取締役社長並びに取締役、常勤監査等委員、執行役員で構成される経営会議を原則として毎月2回開催し、意思決定の迅速化を図っております。
- ・コンプライアンス(職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)につきましては、理想の企業作りをより計画的・効果的に推進するために「コンプライアンス規程」を制定しております。その推進体制として「コンプライアンス委員会」を設置し、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」等で定めた行動原則に従い、ジーエルサイエンス企業グループとして法令遵守及び企業倫理向上に努めています。また、内部通報制度として、社内外からの相談・報告窓口を設けております。
- ・リスク管理(損失の危険の管理に関する体制)につきましては、様々な経営リスクへの適切な対応を行うために「リスク管理規程」を制定しております。不測の事態や危機の発生時の体制を整備し社内周知を図るとともに、当社グループのリスク管理体制を整備・構築しております。
- ・重要な経営リスクを検討するために、取締役、常勤監査等委員、執行役員で構成される「経営リスク検討会」を定期的に開催し、想定されるあらゆるリスクの中から優先度の高いリスクを複数選定し、その対策等について集中的に議論を行い、記録に残しております。
- ・監査等委員会は常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名の3名体制で構成され、過半数となる内2名が社外取締役であります。「監査等委員会規則」に従い、監査等委員会として客観的な視点から定期的かつ必要に応じて監査を実施しております。監査等委員会の具体的な監査の方法としては、代表取締役との面談、重要な会議への出席と意見陳述、重要な決裁書類等の閲覧、本社スタッフ部門又は子会社の業務遂行状況の聴取などであり、経営監視の機能の客観性及び中立性並びに経営の健全性、透明性が確保されていると認識しております。
- ・内部監査は、内部監査室2名の体制で、内部統制システムの整備を図ると共に当社及びグループ会社における業務活動が法令、定款及び社内ルールなどに基づき公正かつ効率的に運営されているかの検証及び改善のための助言、勧告活動を行っております。
- ・更なる経営の透明性とコンプライアンス経営の強化に向けて法律事務所と顧問契約を結んでおり、日常発生する法律問題全般に関して助言と指導が受けられる体制を設けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、平成27年6月24日開催の第48回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定 2016年6月23日に開催

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 期末決算説明会を5月とし、年1回開催 あり

IR資料のホームページ掲載 決算短信(四半期ごと)、決算説明会資料

IRに関する部署(担当者)の設置 IR 担当部署:総務部、IR 担当役員:山下 俊一、IR 事務連絡責任者:高橋 一敏

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 当社は、さまざまなステークホルダーの立場を尊重し、また信頼を獲得するため、経営理念の下、より具体的な行動の指針として「ジエールサイエンスグループ企業行動指針」を制定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施 当社は、2004年8月にISO14001の認証を取得しております。
環境保全に配慮した企業活動を通じてより良い社会の実現に貢献するべく環境マネジメントシステムを構築し、その継続的改善に取り組んでおります。
また、自然保護活動の一環として2006年にWWFの日本組織であるWWFジャパンの法人会員となり、同法人の活動を支援しております。WWFは、約100カ国で活動している地球環境保全団体です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社（以下、当社グループという。）は、『経営理念』に「経営担当者は私欲に負けず（公私混同しない）、常に組織（企業）の利益を第一義に考え、行動し、利益は会社、株主、社員、社会（主として税金）に公平に分配する」と謳うとおり、経営の透明性を維持しつつ企業価値の最大化を図り、株主から負託された経営責任を果たすことを経営の基本方針としております。

1. 当社及び子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループ各社は経営理念を共有しており、当社グループの取締役及び従業員に対し、「ジエールサイエンスグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。
 - (2) 経営理念および「ジエールサイエンスグループ企業行動指針」に基づき「コンプライアンス規程」を制定し、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たす。
 - (3) コンプライアンスを推進する体制として、取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ従業員に対して適切な研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図る。
 - (4) 当社グループはコンプライアンス組織体制整備として、当社の定める「内部通報規程」および各社の定める規程に基づき、コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、「内部通報窓口」を設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務にかかる情報については、法令および社内規程に基づき文書または電磁媒体に記録し保存するとともに、必要に応じて取締役、取締役監査等委員（以下、監査等委員という。）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 様々な経営リスクへの適切な対応を行なうために「リスク管理規程」を制定し、基本方針や体制を定めて当社グループのリスク管理体制を整備・構築する。
 - (2) 重要な経営リスクについては、取締役、監査等委員、執行役員で構成される「経営リスク検討会」を設置し、その対応策等について決定する。
 - (3) 当社グループの取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社または各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを当社の監査等委員に対して報告を行なう。
 - (4) 不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「災害対策規程」に従い、対策本部の設置等、緊急時の体制を整備し、当社グループの取締役及び従業員に周知する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用等を行う。
 - (2) 取締役は全社的な目標を定め、その目標達成に向けて迅速な意思決定ができるよう、IT技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。
 - (3) 取締役会は、執行役員制度を活用し、取締役会の意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。
 - (4) 当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか必要に応じて臨時に開催する。また、取締役（監査等委員であるものを除く）および常勤監査等委員、執行役員で構成される経営会議を原則として月2回開催する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループの企業は経営理念を共有しており、当社グループの取締役及び従業員に対し、「ジエールサイエンスグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。
 - (2) 子会社の経営について、管理担当部門は各子会社の独立性を尊重しつつ「関係会社管理規程」等に基づき適切な管理を行うが、特定の業務については当社取締役会の承認事項とする。
 - (3) 当社取締役会は子会社の取締役に対しては、子会社の営業成績、財務状況、その他重要な情報について定期的な報告を義務付ける。
 - (4) 内部監査室は、当社グループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況及び内部統制の状況について、監査等委員、会計監査人と密接に連携しつつ監査する。
 - (5) 当社グループは、当社の定める「内部通報規程」または各社の定める規程に従い、不正の通報等が行われた際は、適切に対処する。
6. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
 - (1) 当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築する。
 - (2) 内部監査室は全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行なう。
 - (3) 当社グループは財務報告に係る内部統制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行なうものとする。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

取締役は監査等委員会の求めに応じて、その職務を補助する従業員を置く場合は当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査等委員会と相談し、その意見を十分に考慮する。
8. 監査等委員会及び監査等委員の職務を補佐すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員の職務を補助すべき従業員の任命・異動・人事評価等については、予め監査等委員会の同意を得る。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は監査等委員の指揮命令下で職務を遂行する。
9. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらのものから報告を受けた者が当社の監査等委員会及び監査等委員に報告をするための体制
 - (1) 当社グループの取締役及び従業員は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議において、コンプライアンス・リスク管理・内部統制を含め、会社経営および事業運営上の重要項目ならびに職務執行状況等について報告を行う。
 - (2) 当社グループの取締役及び従業員は、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果については遅滞なく監査等委員会および監査等委員に報告する。
 - (3) 当社グループの取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社または各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会および監査等委員に報告する。
 - (4) 当社グループの取締役及び従業員は、監査等委員会および監査等委員が事業に関する報告を求めた場合、または業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ確に対応し、監査等委員会および監査等委員に協力する。
10. 監査等委員会及び監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会及び監査等委員へ報告をおこなった当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをおこなう事をいっさい禁止する。
11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係

る方針に関する事項及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査等委員による監査に協力し、監査にかかる諸費用(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)については監査の実効性を担保するべく予算を措置する。また、前払等の請求がなされた場合は担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。また、経営計画会議など業務の適正を確保する上で重要な会議への監査等委員の出席を確保する。
- (3) 監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (4) 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を行うことができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会決議により「内部統制システム整備に関する基本方針」として、上記に続いて次のとおり定めております。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社グループの取締役および従業員は、「ジエールサイエンスグループ企業行動指針」および「コンプライアンス規程」を徹底し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係を遮断する。

反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部に不当要求防止責任者を設置し、警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図りつつ対応を行うものとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部者取引規程を定め、重要事実を迅速かつ遺漏なく把握できるよう努めております。

